

平成27年度 保育所の入所受付を開始

町では、4月からの保育所への入所受付を開始します。

入所を希望する人は、申請書を受付期間内に申し込んで下さい。期間を過ぎては随時申請を受け付けますが、期間中に申し込んだ場合と取り扱いが異なります。

現在、保育所に入所している児童についても、再度申し込みが必要になります（自宅に申請書を送付します）。

新規に申し込みを希望されるかたは、役場で必要書類を受け取り下さい。

○入所資格

保育所に入所できる児童は、町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当する保育の必要性がある0歳から就学前の児童です。

①家庭外労働（居宅外に勤務している）

現在、育児休業中のかたで、仕事に復帰する日が決まっている場合も受け付けます。

②居宅内で家事以外の仕事についている

③母親が出産前後である（出産前後2カ月）

④疾病・障がいなどがある

⑤親族などの介護が必要である

⑥家庭が災害などにあった

⑦求職活動中（入所日から6カ月まで）

⑧その他町長が必要と認めたとき

○入所定員

平尾保育園＝50人、指江保育園＝60人、

まこと保育園＝60人、川床保育園＝45人、

東保育園＝90人、本浦保育園＝20人、

伊唐保育園＝30人

※町外の保育所入所についても受け付けます。希望するかたは、早めに申請してください。

○受付期間＝1月13日（火）～1月30日（金）

※各保育所の保育士数、入所定員、入所資格の状況による優先順位などの関係で、希望する保育所へ入所できない場合があります。

◇保育所基本利用時間 ☆新制度

4月から本格的にスタートする「子ども・子育て支援新制度」。新制度では、保育の必要性に応じ認定証が交付され、保育所を利用できる時間も「保育標準時間」（保育所基本利用時間11時間）と「保育短時間」（同8時間）に分かれます。

「保育標準時間」とは、月120時間の労働または、それに相当すると町が判断したもの言います。同様に、月48時間以上120時間未満の就労または、それに相当すると「保育短時間」となります。

児童の年齢	認定区分	保育所基本利用時間
満3歳以上	2号認定	保育標準時間
3歳未満	3号認定	または保育短時間

◎申込書配布場所および提出先

役場町民福祉課児童福祉係 ☎（86）1157 [直通]

役場総合管理課町民係 ☎（88）5651 [直通]

児童扶養手当法の一部が改正

これまで、公的年金（遺族・障害・老齢年金、遺族補償など）を受給する人は、児童扶養手当を受給することができませんでした。

平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低いかたを対象に、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

「改正で新たに手当を受け取れるかた」

・孫を養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
・父子家庭で、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子どもが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

「新たに手当を受給するための手続き」

○申請窓口

役場町民福祉課または総合管理課

○申請期間

1月5日（月）～3月31日（火）

平成26年12月1日時点で、前記の受給資格を満たしているかたは、期間中に受け付けを完了すると、平成26年12月分からの児童扶養手当を受給できます。

申請に必要な書類には、発行に時間を要するものがあります。時間に余裕をもって手続きしてください。

4月1日以降に申請をした人は、平成26年12月1日時点で受給資格を満たしていても、受付月の翌月分からの支給になります。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課 ☎（86）1157 [直通]